

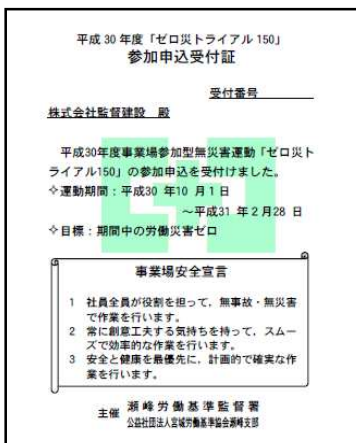


ひと、くらし、
みらいのために

せみね 監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署(栗原市瀬峰下田 50-8, 電話 0228-38-3131)

「ゼロ災トライアル 150」参加申込み受付開始!



当署と宮城労働基準協会瀬峰支部が共催する事業場参加型無災害運動「ゼロ災トライアル 150」の今年度参加お申込みの受付を開始します。ゼロ災トライアル運動は当署が平成 24 年から行っている取組で、期間を区切ったゼロ災目標を設定することにより、事業場の皆様方が日常的に取組む安全衛生活動にお役立ていただくことを目的としています。ゼロ災目標達成の事業場には、期間終了後、ご希望により主催者連名の達成証を交付します。昨年は 134 事業場にご参加いただき 73 事業場に達成証を交付しました。今回も 10 月から来年 2 月までの 5 か月間を運動期間に設定して、この内の 10 月 2 日から 2 月 28 日までの 150 日間を目標達成判定期間とします。



また、10 月 4 日にエポカ 21 (栗原市志波姫) で開催する「瀬峰地区安全衛生大会」を運動開始大会として、大会でセレモニーなどを実施します。参加ご希望の事業場は、所定の参加申込書にご記入の上、当署安全衛生係まで F A X 等でお申し込みください。参加申込書は当署及び労働基準協会瀬峰支部で配布する他、宮城労働局ホームページの監督署からのお知らせ(瀬峰監督署)からも入手可能です。なお、運動開始大会の参加は任意です。多くの事業場からのお申し込みをお待ちしています。

< 介護事業場を対象としたセミナーのご案内 >

標記セミナーを下記により開催します。今回は、厚生労働省の委託を受けて介護事業場就労環境セミナーを開催する全国労働基準団体連合会宮城県支部との共催により実施します。

同事業の専門講師が介護事業場での労務管理の要点などを解説した後に、当署の職員が指導事例に基づく注意点や働き方改革関連法等について説明する予定です。また、助成金などの働き方改革推進支援策について、宮城働き方改革推進支援センター担当者による説明も予定しています。

お申し込み方法等の詳細は、近日中に、宮城労働局ホームページの監督署からのお知らせ(瀬峰監督署)にも掲載予定です。

記

日時：平成 30 年 9 月 19 日(水), 13 時 30 分 ~ 16 時 30 分(予定)

場所：エポカ 21 (栗原市志波姫新熊谷)

講師：特定社会保険労務士門田陽子氏 ほか

労働災害発生状況(平成 30 年 6 月末日現在)				
	管内(登米・栗原)被災者数		県内被災者数	
	平成 30 年	前年同期	平成 30 年	前年同期
休業 4 日以上	76 人	74 人	1179 人	981 人
死亡	2 人	1 人	10 人	6 人

< 働き方改革関連法の概要 >

6月29日に「働き方改革関連法」が成立し、2019年4月1日から順次施行されます。既に新聞等で報道されていますが、この法律のポイントは以下のとおりです。

ポイント 労働時間法制の見直し

残業時間の上限を規制

「勤務時間インターバル」制度の導入促進

年5日間の年次有給休暇の付与の義務づけ

月60時間を超える残業の割増賃金率の引上げ（大企業は平成22年度～）

労働時間把握の義務づけ

「フレックスタイム制」の制度拡充

「高度プロフェッショナル制度」の新設

ポイント 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

不合理な待遇差をなくすための規定の整備

同一企業内における正規労働者と非正規労働者との間の基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」など、自身の待遇について説明を求めることができるようになります。

行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続の規定の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続を行います。

当署では、改正法を管内事業場にご理解いただくための説明会の開催等を予定しています。

第1弾として、8月23日（登米中央商工会会議室）及び9月5日（栗原南部商工会志波姫支所会議室）に、「労働基準法等説明会」を開催します。今回は、既存の労働時間法制に併せて改正法についても説明する予定です。参加者募集のご案内は、共催する各商工会や労働基準協会瀬峰支部で配布していますが、宮城労働局ホームページ監督署からのお知らせ（瀬峰監督署）にも掲載しています。また、本誌面でも次号以降で改正法の内容等を掲載することにしています。



～「労働時間相談・支援コーナー」をご利用ください～

当署では、中小企業事業主の皆様への「働き方改革」への取組を支援するため、専門の「労働時間相談・支援班」職員が、以下のようなご相談に対応しています。

開庁時間中いつでも受け付けます。お気軽にご利用ください。

36協定を含む労働時間制度全般

変形労働時間制などの労働時間に関する制度導入

長時間労働の削減に向けた取組み

時間外労働の上限設定などに取組む際に利用可能な助成金など

<お知らせ>

「せみね監督署だより」を、宮城労働局ホームページの監督署からのお知らせ（瀬峰監督署）に掲載しました。今後は、カラー版でダウンロードしていただくことも可能です。当署が開催する説明会の開催情報等についても、随時掲載することとしていますので是非ご利用ください。

【あとかき】

夏真っ盛り、暑い日が続いています。全国的に、今年の夏は例年以上に暑いようで、最高気温の更新や熱中症による救急搬送などが頻りに報道されています。管内でも熱中症発症の報告が届いていますので、十分な対策を講じてください。また、県内では夏の交通事故防止運動が行われています。『暑い夏 涼やかマナーで爽やか運転』～行楽や帰省の際にも過労や漫然運転を避けて交通事故を防止しましょう。仕事でもプライベートでも、この時季を元気に過ごしてください。秋はもうそこまで来ています。

宮城労働局メールマガジン発信中！配信登録は簡単。無料です。